

令和2年第1回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年1月30日(木) 午後4時00分～
2. 開催場所 宇土市役所 防災棟会議室
3. 出席委員(11人)
農業委員 金田 起代子 中山 一一 谷山 次則 佃 正人
田代 洋一 境 良一 本田 孝徳 山本 賢一
太田 桂子 佐美三 守 堀 城
4. 欠席委員 齊藤 英次
5. 議事録署名者指名 田代 洋一議長
議事録署名委員 本田 孝徳 山本 賢一
6. 議 事
 - (1) 議案 第 1号 農地法第3条の規定による許可申請審議について
 - (2) 議案 第 2号 農地法第5条の規定による許可申請審議について
 - (3) 議案 第 3号 農用地利用集積計画の同意について
 - (4) 報告 第 1号 農地の許可不要転用届の報告について

伊藤局長 皆様こんにちは。お忙しい中お集りいただきましてありがとうございます。それでは、令和2年第1回の総会を開催いたします。本日は、農業委員さんの出席者数は12名中11名で過半数に達していますので、本日の総会が成立したことをご報告いたします。まず田代会長からご挨拶をお願いします。

田代会長 皆さんこんにちは、令和2年の第1回農業委員会総会に出席していただきましてありがとうございます。今週の月曜日に山鹿に行ってきたんですけども、人・農地プランの実質化について法律が変わり農業員さんたちが積極的に参加しろとなったものですから、そのことについてばかりの話でした。今後アンケートを基に集落単位でこの地域の農業を今後どうしていくか話し合っていく、その中に農業委員さんたちが関わっていくといった話があり、宇土市の場合は計画だけでとどま

っており今後集落単位での話し合いを進めていく必要があると思っていますので、各委員さんのご協力をお願いしたいと思います。
本日の審議がスムーズに行きますよう皆様のご協力をお願いします。

伊藤局長 ありがとうございます。次に議長選出となっておりますけれども、宇土市農業委員会会議規則第5条により、田代会長に議長をお願いいたします。

田代会長 それでは、令和2年第1回の農業委員会総会を開会いたします。本日の議長を務めさせていただきます。
まず、議事録署名委員の指名ですが、議長において指名することよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

田代議長 それでは、本田委員さんと山本委員さんをお願いします。
それでは、ただいまより議案審議を行います。
まず、申請書の確認委員より申請内容について説明をお願いして、後から事務局の補足説明の上、可否の判断をしていただくということになっています。確認委員さんには説明をお願いいたします。
それでは、議案審議をお願いします。
議案第1号、「農地法第3条の規定による農地所有権移転等の許可申請に対する審議について」を議題といたします。

田代議長 それでは、申請番号1番について、確認委員は境委員さんですので説明をお願いします。

境委員 番号1番につきまして説明いたします。譲受人、譲渡人、土地の所在地は議案書記載のとおりです。田が7筆、畑が8筆あり併せて15筆です。合計面積は13,424㎡、耕作面積が11,229㎡、申請面積が13,424㎡。貸借形態は所有権無償です。譲受理由は規模拡大、譲渡理由は親族へ贈与です。家族2名。権利の種類は贈与です。以上です。よろしく申し上げます。

田代議長 はい、委員さんの説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願いします。

事務局 はい、申請番号1番について補足説明をさせていただきます。申請地までの通作距離は15筆中最も遠い農地まで約250m、農業年数40年、農機具を所有し、主たる作物は、米と露地野菜になります。以上です。

田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号1番について、委員さん方のご意見はありますか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので、1番については承認をいたします。申請番号2番について、確認委員は堀委員さんですので説明をお願いします。

堀委員 2番について説明いたします。譲受人、譲渡人、土地の所在地は議案書記載のとおりです。登記畑、現況畑、3筆合計で1,029㎡です。耕作面積が10,286.8㎡、申請面積1,029㎡。貸借形態は所有権無償です。譲受理由は規模拡大、譲渡理由親族へ贈与です。家族は3です名。権利の種類は贈与です。よろしく申し上げます。

田代議長 はい、委員さんの説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願いします。

事務局 はい、申請番号2番について補足説明をさせていただきます。申請地までの通作距離は約400m、農業年数約60年、農機具を所有し、主たる作物はみかんと米になります。以上です。

田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号2番について、委員さん方のご意見はありますか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので、2番については承認をいたします。以上で議案第1号については2件承認を得ましたので、許可書の交付を行います。次に議案第2号、「農地法第5条の規定による農地転用の権利移転を伴う許可申請に対する審議について」を議題といたしま

す。

申請番号1番について、確認委員は中山委員さんですので、説明をお願いします。

中山委員 はい、1番について説明申し上げます。譲受人、譲渡人、土地の所在地は議案書記載のとおりです。登記田、現況田。登記面積495㎡です。権利は使用貸借権設定です。転用目的は個人住宅106.41㎡です。よろしくをお願いします。

田代議長 委員さんの説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願いします。

事務局 はい、申請番号1番につきまして補足説明させていただきます。地図は5ページです。申請人は、岩古曾町に居住する個人です。これまでは妻の実家でその家族と共に生活していましたが、子供の成長に伴い手狭となったため、住宅用地を探していたところ、申請地は保育園や小学校などに近く住宅地に適し、また、妻の実家も近く将来の介護も可能と考え今回の転用申請となりました。なお申請地は、第1、第2、第3種農地の基本的な区分のいずれの要件にも該当しない農地であり、その他の農地として第2種農地と思われれます。以上です。

田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号1番について、委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので、1番については承認をいたします。申請番号2番について、確認委員は本田委員さんですので説明をお願いします。

本田委員 はい、2番について説明申し上げます。譲受人、譲渡人、土地の所在地は議案書記載のとおりです。登記田、現況田。登記面積、転用面積は2筆合計325㎡です。権利の種類は使用貸借権設定です。転用目的は個人住宅111、37㎡。以上です。よろしくをお願いします。

田代議長 確認委員の説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたら

お願いします。

事務局 はい、申請番号2番につきまして補足説明させていただきます。地図は6ページです。申請人は笹原町に居住する個人です。現在祖父の家で祖父と共に生活されています。子の成長に伴い現在の家が手狭となったため、住宅用地を探していたところ、申請地は学校や国道57号に近く、祖父や父母の家とも接しており、住宅地に適していると考え、今回の転用申請となりました。申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地であり、第1種農地と思われませんが集落に接続して設置されるものという不許可の例外規定に該当し許可することは可能です。以上です。

田代議長 はい、事務局の補足説明は終わりました。申請番号2番について、委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので、2番については承認をいたします。以上で、議案第2号については2件承認を得ましたので、許可書の交付を行います。次に議案第3号、「農用地利用集積計画の同意について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 はい、ご説明いたします。議案書の9ページをお開きください。番号1番、借り手、貸し手、物件の所在は議案書記載のとおりです。地目2筆とも田、合計面積3,196㎡、令和2年2月25日から令和12年2月24日までの10年間の賃借権の再設定となり、借賃は10アール当たり米2俵分の現金となっております。番号2番、借り手、貸し手、物件の所在は議案書記載のとおりです。地目田、面積1,717㎡、令和2年3月1日から令和7年2月28日までの5年間の賃借権の再設定となっており、借賃は1筆当たり17,000円となっております。番号3番、借り手、貸し手、物件の所在は議案書記載のとおりです。地目田、面積466㎡、令和2年1月30日から令和12年1月29日までの10年間の使用賃借権の再設定となっております。番号4番、借り手、貸し手、物件の所在は議案書記載のとおりです。地目2筆とも田、合計面積2,530㎡、令和2年1月30日から令和7年1月29日までの5年間の使用賃借権の再設定となっていま

す。番号5番，借り手，貸し手，物件の所在は議案書記載のとおりです。地目3筆とも田，合計面積5，247㎡で，令和2年1月30日から令和12年1月29日までの10年間の賃借権の再設定となり，借賃は3筆併せて2万円となっております。番号6番，借り手，貸し手，物件の所在は議案書記載のとおりです。地目田，面積1，490㎡，令和2年3月1日から令和12年2月28日までの10年間の賃借権の設定となっております，借賃は10アール当たり1万円となっております。次に10ページをご覧ください。こちらが今月の利用権設定等の状況一覧表となっております。次に11ページをご覧ください。左側が今月の合計です。利用権の設定が14，646㎡，所有権移転が0となっております。右側が今年の累計です。第1回総会ですので，今月の合計と同じ面積になります。以上です。

山本委員 使用賃借権の設定は同居の親子間でも結ばなくてはならないのか。

事務局 農業者年金の経営移譲年金を受給するために必要になります。

山本委員 了解しました。

田代議長 他に委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしとのことで議案第3号については同意をします。また，議案第3号については同意したことを市へ通知をいたします。次に報告第1号「農地の許可不要転用届の報告について」を議題とします。それでは事務局から報告をお願いします。

事務局 はい，ご報告いたします。議案書の13ページをご覧ください。番号1番，届出農地，転用者，届出理由，所有者は議案書記載のとおりです。農地面積合計7，157㎡のうち398㎡を，転用者が行う工事の際に通路として転用するものです。これは農地法施行規則第53条第1項第11号において，電気事業者が送電用電気工作物等の敷地に供することについては，農地法第4条及び農地法第5条の許可が不要とされていますのでご報告いたします。以上です。

田代議長 以上で、報告第1号につきましては事務局の報告を終わります。許可不要の理由としては他にどのようなものがあるのか皆さんにお知らせしてください。

事務局 一般的に多いのは公共工事です。宇土市では高規格道路の工事用地などや学校、NTTなどの通信関係が当てはまります。他に主なものにつきましては月の総会でご報告させていただきたい。

全委員 了解した。

田代議長 なしとのことで報告を終わります。以上で予定しておりました案件はすべて承認いたします。その他、事務局から連絡事項などありましたらお願いします。

事務局 ありません。

佐美三副会長 お疲れ様でした。以上で令和2年第1回農業委員会総会を閉会します。お疲れ様でした。

議 長 田代 洋一 印

議事録署名人 本田 孝徳 印

議事録署名人 山本 賢一 印